

鈴鹿市新型コロナウイルス感染症経済対策住宅リフォーム等促進事業

に関するQ & A

Q 1 住宅における修繕、補修、模様替え（リフォーム）の工事に対して補助金を交付することにより、どのような効果が見込まれるのですか。

A 1 新型コロナウイルス感染症の流行により景気が低迷しているため、地元業者の施工による住宅リフォーム等工事を補助の対象とすることで、まずは地元の建設関係者の仕事量の増加を目指します。また住宅リフォーム等工事が増加することにより、工事材料の製造や販売、物流など周辺業界の活性化が期待できます。さらには住宅リフォームに関連して、家具やインテリア、電化製品の新規購入といった連鎖的な消費拡大が図られ、多岐にわたる業種に経済効果の波及が期待でき、市内産業の活性化と雇用の安定及び市民の住環境向上に寄与することを目的にしています。

Q 2 店や営業所を持たない個人経営の職人さんに見積や施工をお願いしたいのですが、補助の対象になりますか。

A 2 市内に居住する職人さんで、見積書や契約書、請求書、領収証に自宅の住所や電話番号を記載して発行できる人に依頼するのであれば、補助の対象になります。

Q 3 本店・支店が市外にある会社で、市内に営業所がある会社に工事を依頼した場合は、補助の対象になりますか。

A 3 「営業所」という名称のみで対象外とは判断しませんが、実際に人員を配置して営業しており、見積書や契約書、請求書、領収書といった書類に市内の住所及び電話番号を記載して発行できる会社であることが必要です。

Q 4 住宅リフォーム等工事を行うにあたり、ほかの補助金や給付金等を受ける予定ですが、併用は可能ですか。

A 4 国、県、市によるほかの補助金や、介護保険制度による給付金などを受ける場合は、その補助対象工事以外の工事部分のみ、この補助金の対象となります。

詳細については事前に担当までご相談ください。

Q 5 申請は誰ができますか。

A 5 市内に居住しており（住民票があり）、リフォーム等工事を行う住宅の所有者が自己またはその直系二親等以内の親族であり、自己が居住する住宅を改修する人です。なお、申請書提出時には、申請者が住宅の所有者でない場合は、申請者と所有者の続柄を証明する書類の提出をお願いいたします。

例) 父親所有の住宅に親子で居住しており、その息子が工事契約を締結する場合は息子が申請者となります。

Q 6 建物の名義が親と子2人の共有名義になっています。2人で分担して別々の工事を行おうと考えていますが、それぞれの申込みは可能ですか。

A 6 共有名義であっても、1つの住宅に対し、1人の申請者で1回しか補助の対象となりません。従ってどちらかお一人の申し込みとなります。

また工事を別々に行う場合でも1つの住宅であれば2回の申請はできません。

Q 7 建物の登記上の所有者である夫が死亡している、あるいは単身赴任で市外に転出している場合に、妻が申込みをすることは可能ですか。

A 7 所有者との続柄、居住状況、固定資産税の支払いについて、確認できれば認められます。

Q 8 事務所や店舗などの併用住宅について、どのように申込みを行えば補助の対象になりますか。

A 8 住居専用部分のリフォームは補助の対象になります。補助対象外の部分と同時の施工を予定する場合には、見積書や図面等で明確に分離して申請を行っていただきます。また屋根や外壁など、明確に分離することができない箇所の工事については、建物の延べ床面積のうちに占める住居専用部分の面積割合で、補助対象とする工事費を算出することになります。

Q 9 外構のリフォーム工事は補助の対象となりますか。

A 9 外構工事のうち、住宅の外壁に定着させるエクステリアの修繕・取替・設置や既存建物の改修に付帯する工事（例 サンルーム、ストックヤード、物干し場、後付けのベラ

ンダ、ウッドデッキ、勝手口設置に伴うポーチの施工など)は対象となります。また、既存住宅敷地内への独立したカーポート、サイクルポート及び床面積 10 m²以内の物置等の設置工事、既存住宅敷地内に存するカーポート、サイクルポート及び物置等のリフォーム工事、道路から玄関までの通路の舗装、玄関前の段差処理(スロープの設置)、手すりの設置などのアプローチ工事等も対象となります。なお、フェンス、門扉、塀、造園などの外構工事は対象となりません。

Q 1 0 下水道(集落排水)への接続工事や浄化槽などの設備工事は補助の対象になりますか。

A 1 0 接続工事に伴う屋内部分のリフォーム工事については、配管工事を含めて対象となりますが、公共ますから建物主基礎までの配管工事は、外構工事にも関連する場合がありますことから下水道(集落排水)への接続工事や浄化槽設備は補助対象となりません。なお、住宅の外壁に近接して設置されるエアコン室外機、給湯器やエコキュートなどは補助の対象となります。

Q 1 1 家具や家電製品は補助の対象になりますか。

A 1 1 容易に移動できる家具、テレビ、洗濯機、照明器具などの家電製品、は補助の対象にはなりません。ただし、造り付け家具、エアコンや埋め込み照明設備で設置工事を伴うものは補助の対象となります。

Q 1 2 マンションなどの集合住宅について、外壁や屋根などは補助の対象となりますか。

A 1 2 専有部分以外は対象となりません。

Q 1 3 シロアリ駆除の消毒は対象工事になりますか。

A 1 3 シロアリ消毒は対象となりませんが、シロアリ消毒に付随する大工工事が発生するのであれば、見積もりで大工工事と消毒部分が判別できれば大工工事部分は補助対象となります。

Q 1 4 既に着工したリフォーム工事があるのですが、後からでも補助対象になりますか。

A 1 4 着工後の工事は対象となりません。交付決定を受けてから着工してください。

Q 1 5 鈴鹿市内に住んではいないのですが、所有している住居がある場合は補助の対象となりますか。

A 1 5 現在居住していない住宅は補助の対象にはなりません。あくまで申請者が現在居住している住宅であることが要件となります。

Q 1 6 借家の住人が家主の許可を取って行うリフォーム工事については補助の対象になりますか。

A 1 6 借家のリフォーム工事は対象になりません。

Q 1 7 複数の施工業者と契約する場合も合算して補助の対象になりますか。

A 1 7 対象になります。ただし、1つの住宅に対し、1人の申請者で1回しか補助の対象とならないため、複数の施工業者と契約して合算する場合は、同時に書類を提出いただく必要があります。

Q 1 8 補助金交付申請書の提出期限はありますか。

A 1 8 工事着工の10営業日前（土日祝日を除く平日の10日前）もしくは12月15日（1次募集で申し込んだ方は10月30日）までのいずれか早い日までにご提出ください。この期間以外は受け付けが出来ませんのでご注意ください。受付後2週間程度で交付決定通知を送付いたします。

Q 1 9 補助金交付決定通知を受け取り工事に着手しましたが、工事内容の変更により工事金額に変更が生じる見込みです。

A 1 9 実績報告書提出時に工事内容変更の内訳をご記入ください。なお、補助対象工事額の変更に伴う、交付決定額の増額は行いません。減額については、実績報告時に工事金額を確認の後、減額いたします。そのため、変更の交付申請は不要です。

Q 2 0 施主側の都合で工事施工を中止することになりました。

A 2 0 直ちに市の担当窓口へ連絡してください。

Q 2 1 工事完了後はどうしたらよいのですか。

A 2 1 工事が完了し引き渡しを受けた後30日以内に、実績報告書に工事請負契約書または請書の写し・工事内容の内訳が分かる工事代金請求書の写し（見積書と対比できるもの）・工事着工前後写真（壁内部や床下を触る工事で、前後の写真では判別が困難な場合は施工中写真）・工事代金の領収書写しを添付して、市の窓口へ提出してください。

Q 2 2 補助金はいつ受け取ることができますか。

A 2 2 実績報告書等一式を提出いただいた後、内容審査のうえ、市から補助金確定通知書を送付します（約2週間程度）。確定通知に異議がない場合に、補助金交付請求を提出いただきますと、その後約1ヶ月で指定の口座に振り込みます。

Q 2 3 補助金交付申請書や補助金振込先の請求書を作成するときの注意点はありますか。

A 2 3 手続きには必ず印鑑を使用いただくこととなりますが、補助金交付申請書や請求書等の一連の書類提出については、同じ印鑑をご使用ください。

Q 2 4 2次募集はいつまでに申し込みすればよいですか。

A 2 4 2次募集の申込み期間は令和2年10月5日（月）から令和2年11月30日（月）となります。ただし、2次募集の受付は先着順とさせていただきます、予算額の総額に達した場合はその時点で受付を終了します。受付終了は、市ホームページでお知らせします。

Q 2 5 1次募集と2次募集で、補助金の対象となる工事の範囲は異なりますか。

A 2 5 既存住宅敷地内への独立したカーポート、サイクルポート及び床面積10㎡以内の物置等の設置工事、既存住宅敷地内に存するカーポート、サイクルポート及び物置等のリフォーム工事、道路から玄関までの通路の舗装、玄関前の段差処理（スロープの設置）、手すりの設置などのアプローチ工事などが新たに補助金の対象となります。

Q 2 6 1次募集と2次募集両方申込むことはできますか。

A 2 6 1つの住宅に対し、1人の申請者で1回しか補助の対象となりませんので、原則両方応募することはできません。ただし、2次募集で追加対象となった工事（Q25参照）に限っては申込みいただけます。両方申込んだ場合の補助額は、1次募集分と2次募集分を合わせた対象工事額の10%で20万円が上限となります。両方申込む場合は、事前に

住宅政策課までお問い合わせください。

Q 2 7 確認申請や完了検査等の手続きが必要になる場合の費用は補助対象となりますか。

A 2 7 確認申請や完了検査等に必要な経費も補助対象としていただけます。ただし、手続きのみを市外業者へ別途委託される場合等は対象外となります。なお、確認申請が必要な工事を補助対象とする場合は、手続き費用を補助対象とするかどうかにかかわらず、実績報告時に建築基準法に基づく検査済証の添付が必要です。

【問い合わせおよび申請窓口】

鈴鹿市 都市整備部 住宅政策課 管理グループ
(市本庁10階 106番窓口)

〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目18番18号

電話 059-382-7616

ファックス 059-382-8188

メールアドレス jutakuseisaku@city.suzuka.lg.jp